

【経過概要】

日 時	事 項	内 容	備 考
H21.4.10	保安林指定施業要件変更同意書	農林水産大臣宛 真殿 2453、2454、2455 伐採種 皆伐を択伐に 択伐率 30%を40%に 間伐率 20%を35%に	
H22.5.31	■Aと■B(立木売買契約)	契約先 ■B 契約金額 10,000,000円 (解約 H22.12.13) 物件地番 東谷上 1608他4筆(保安林) 保安林解除は所有者の責任とする。	
H22.6.14	■Aと■B(立木売買契約)	契約先 ■B 契約金額 5,000,000円 (解約 H22.12.13) 物件地番 東谷上 1610-3、1610-46 保安林については皆伐可能	
H22.6.15	■Aと■C(立木売買契約)	契約先 ■C 契約金額 12,000,000円 物件地番 真殿 2455、2454、2503-2、2453、2451-1 2451-3、2502 県の施業計画により伐採面積に変更する場合あり	
H22.6.25	立木売買仮契約書締結	契約先 ■A 契約金額 25,000,000円 (議決 H22.6.28) 契約期間 県の伐採許可完了から3年 物件地番 東谷上 1608-1,1608-8 真殿 2502、2503-1、2503-2、2504、2451-3 2451-1、2453、2455、2451-2、2454 地目 保安林 地籍 約 492,755 m ² 樹種 桧及び杉 材積 約 17,724 m ³ 本数 約 39,000 本 樹齢 50年生以上 60年生以下	
H22.6.28	議会議決(議案第95号)	美作市議会の可決(賛成多数)により、本契約となる 会議録(随契理由) (仮契約 H22.6.25) 目的:獣害防止、水源確保のため広葉樹植栽経費に充当	

日 時	事 項	内 容	備 考
		<p>し森林整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格を考慮し競売により価格が下がる心配ありこの価格で売れる保証がない。 ・毎木調査は経費が出ない、赤字の恐れあり。 ・(県森林組合)提示価格で適切である。 ・東谷は全面伐採で 1,500 万円 (15,000 本、1 本 1,000 円) 真殿は 70ha の内 30ha を全面伐採で 1,000 万円 (反 80 本として 24,000 本、1 本 416.円) ・材積は森林台帳から面積を勘案 ・伐採の許可後 3 年以内に伐採し順次植栽を行う。 ・事前調査の段階であり、売却地域を確定後売却する。 	
H22.7.1	売買仮契約書を送付	[A] へ 併せて、議決された旨の報告	
H22.9. 2	議会（9月定例会）	<p>一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立木売却に係る経過 地区の選定要件について ・財産処分について、毎木調査せず価格設定は適正か 森林組合としては正式な評価額としてない。 ・随意契約理由は、予定価格は ・公有財産規則 45 条の普通財産処分申請書は何時 ・(議会の議決済事項であり、答弁できない。地方自治法に基づいて行っている。保安林の伐採申請は9月末を予定しているが県が受け付ける状況にない) 	
H22.9.28	保安林伐採許可申請書提出	<p>美作県民局へ (美作農業第 913 号) (指示 H22.1013)</p> <p>東谷上・真殿 49.2755ha (取下げ H22.10.22)</p> <p>杉・桧 50~60 年生</p>	
H22.10.13	保安林伐採許可申請について(照会)	<p>美作県民局 (事務連絡) (申請 H22.9.28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な伐採年次計画、植栽計画、契約書の写し及び事前協議のないまま申請された経緯を教えてほしい。 ・申請の真殿 2453、2454、2455 は治山事業として H15、18 年度に本数調整伐、H19~21 年度に改植工を行った区域で伐採種は択伐となり、同意書もいただいている。 (H21.4.10) ・東谷上地区は治山事業施行地で択伐、間伐の繰り返すことで徐々に行う方法は、市の考え方はどうか。 ・9 月議会の「国が認めている」との内容は具体的に教えてほしい ・本件に関連事項の 9 月議会の議事録をいただきたいので配慮ください。 	

日 時	事 項	内 容	備 考
H22.10.13	保安林伐採許可申請の補正指示	<p>美作県民局(美作局農第3-1095号) (申請 H22.9.28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採申請は3年間の総量で記載されている。本年度末までに伐採する区域、面積等での申請とすること ・来年度4月1日以降に伐採となる場合は本年申請を取り下げ、23年2月に再申請すること。 ・東谷上・真殿の箇所ごとの面積を明らかにすること。真殿の申請区域の境界が不明瞭、目印を設置すること ・真殿の区域内に標準伐期齢（杉40年桧45年）に達していないと思われる部分の区域を明示すること。 ・伐採跡地面積及び植栽予定期を記載すること。 	
H22.10.15	契約事項の確認書送付	<p>■A へ内容証明郵便にて (美作管財第293号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採は売主、買主双方が現地立会により伐採範囲、面積を確定し保安林の伐採許可後行う。 ・買主と次の買主との契約についてのトラブル等は責任を持って解決すること。 ・売却外の場所を伐採した場合は、故意とみなし 10,000m²当たり 500万円を支払うことを確約する。 ・■Bとの契約解除証明の提出及び実質伐採業者と来庁を求める。 (10月16日受領) 	
H22.10.20	■A と協議	<p>美作市役所にて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22.11月末までに、 ・実際に伐採する業者を連れてくる。 ・■Aと伐採業者との契約書を持参する。 ・実際に山を見て施工計画を作成する。 ・立木搬出用道路は地域住民との話し合いが必要 ・上記施工計画等による美作市との覚書を作成する。 <p>岡山県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安改良事業を行った真殿3筆は皆伐できない。 ・択伐とし範囲を決める。県職員も一緒に確認する。 ・施工計画提出期限はH23.2月であるが雪が降るので11月末までに施工計画を出すこと。 	
H22.10.22	保安林伐採許可申請取下げ	<p>美作県民局へ(美作農業第1008号) (指示 H22.10.13) 東谷上 1680-1他 11筆 (申請 H22.9.28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補正指示日(提出日 H22.10.22)までに補正を整えることは困難のため 	
H22.10.26	保安林内伐採許可申請書の返戻	美作県民局より(美作局農第3-1161号)(申請 H22.9.28)	

日 時	事 項	内 容	備 考
H22.12.6	議会（12月定例会）	<p>一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真殿・東谷の本年度伐採面積、植栽時期は ・H22.9.28 保安林伐採許可申請その後は ・伐採の計画による伐採区域、年度毎の伐採計画、伐採後の整地、作業道、搬出経路等の覚書を締結する。 ・申請内容の詳細を 10 月 25 日までに提出するよう指示があったが業者の時間的都合でできない状況で 9 月の申請は取り下げるなどを県に連絡した。 ・伐採は 23 年度以降となり真殿を優先する予定。 ・来年 2 月申請に向け協議を行う。 ・植樹は保安林の規制の中で年々行い最終的に 50 町歩となる。 	
H22.12.10	事務連絡に対する回答	<p>県民局へ（美作秘書第 609 号）</p> <p>H22.10.13 日付け事務連絡に対し異議があり、厳重に抗議し撤回を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採計画は、伐採業者決定後決定し申請、補正で対応すると協議の中で、決定事項である。 ・事前協議は県が門戸を閉じ相談できる体制でない。7 月 12・29 日農林部長との面談は事前協議では。 ・売買契約書の写しが伐採申請に必要な根拠は。 ・県の指摘する択伐の同意は H20.1.11 に提出、しかし県は H21.4.10 に農林水産大臣に提出した写しがあるが実際は H22.4.10 に市の計画を知り農林省に送付した形跡がある。2 年間放置の説明願いたい。その後の官報記載の時期に反対し、同意はしない。 ・東谷上の申請地は皆伐可能地であり、択伐・間伐の繰り返しの提言は何の根拠によるものか説明を願う。 ・国が認めている根拠は、県が相談に乗らないため、国の担当者に教示願ったもので、詳細は林野庁長官に。 ・伐採申請に市の議事録がなぜ必要なのかその根拠は 	
H22.12.13	<p>A と B</p> <p>売買契約解約（念書）</p>	<p>A と B 売買契約解約同意</p> <p>東谷上 1608-8 183,560 m²外（契約 H22.5.31・6.14）</p>	
H22.12.17	保安林伐採施行計画書作成・提出の通告と契約解除を送付	<p>A へ内容証明郵便にて送付（H22.12.18 受領）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.1.11 までに「保安林伐採施行計画書」を提出しない場合は、市の行政目的が達成できないため 1 月 11 日をもって本契約を解除する。 <p>H22.10.20 売買契約協議（市役所）</p>	

日 時	事 項	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・H23.2月の申請に向け、伐採する業者との契約書の写し、立木を確認し「保安林伐採施行計画書」を作成し市に H22.11末までに提出すること。 ・真殿地内の搬出用道路は地区住民と協議し行うこと。 ・保安林改良事業を行った真殿 3筆は、皆伐できないので、択伐とする。その範囲は県も確認する。 ・計画書が遅れた場合 2月申請ができない。獣害による農作物被害を防ぐための広葉樹の植栽を行うこともできなくなるため契約を解除する。 	
H23.1.11	A から申立書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての「保安林伐採施行計画書」の提出は出来なかつたので契約解除の違約金は支払うが真殿分については、期日(1月 11 日)までに「保安林伐採施行計画書」を提出しているので、契約変更し真殿分の売買契約が履行できるよう申し立て依頼。(契約 H22.6.25) 	
H23.1.12	産業建設委員会 (3月議会報告)	<p>業者から袴ヶ仙を実施し東谷は辞退したいとの申入れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A と B の売買契約書に東谷の市の売却外の土地が含まれていることが判明し、契約破棄を申入れ 12月 13 日付けで破棄確認書を確認 ・東谷は買い手が見つからない。 ・白紙に戻すと 3~4 年どころでなく山の再生に着手できない懸念もあり、早急な森林整備が大前提にある。 ・今後、東谷は市内業者で入札を予定。 ・変更契約ができる所から着手する。(よろしい) ・行政実例により 2,000 万未満で議決事項でないが、産建で協議し、議会報告、全協等で報告する。 	
H23.2.15	保安林内立木伐採許可申請	<p>県民局へ提出 (美作農業第 1626 号) (許可 H23.3.28) 真殿 2502 3.4378ha 皆伐 杉・桧 60 年生 期間 H23.4.1~H24.3.31 植栽 : 25 年度</p>	
H23.3. 3	議会 (3月定例会)	<p>一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月に伐採許可された皆伐、択伐、間伐面積及び材積、伐採率は、伐採はいつからか。 ・皆伐から択伐、間伐になる場合、算定方法は。 ・内容が大幅に変更した場合、議会議決を得た方がよいのでは。 ・2月 10 日に施工業者と伐採計画の調整を行った。年間 10ha の伐採予定。2月の申請は 1 筆の皆伐可能場 	

日 時	事 項	内 容	備 考
		<p>所を選択し、面積は 3.43ha 樹種は杉桧で 60 年生で本数、材積の正確な数量は把握していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採は真殿部分を先行し、市・県・業者と現地の踏査を行い、伐採区域、伐採時期を特定し 23 年度から 3 ケ年で伐採し 2 年以内に広葉樹を植栽する。 議決案件に該当しなくなれば、議会上程はご容赦願いたい。所属委員会には協議、報告は行う。 東谷については市内業者に発注し、入札で行いたい。 別々に契約すれば議會上程する必要のない案件であったが、森林整備という目的の中で市民、県内外にアピールするため、わざわざ一つにして提案した。 21 年度に東谷作業道伐開時の桧の売価は 7,500 m² で 1,583,832 円で作業経費を引くと 198,459 円と平米当たり 26 円 46 銭となっている。この例で積算すると東谷 192,755 m² で 5,100,297 円契約は 15,000,000 円真殿 300,000 m² で 7,938,000 円契約は 10,000,000 円と通常価格より高い条件が随意契約の根拠です。 契約の中身については執行権ということでご理解を 真殿分は県の伐採許可を確認後納付書を送付する。 	
H23.3.28	保安林内立木伐採許可決定	県民局(美作局第 3-317 号)申請どおり(申請 H23.2.15) 真殿 2502 3.4378ha 皆伐 杉・桧 60 年生	
H23.5.16	立木売買契約変更契約を締結	<ul style="list-style-type: none"> 原契約 1 条の物件を改め(東谷上を削除) 2 項を追加 2 項: 樹種、材積、本数、樹齢等について、物件目録の記載と現況が異なる場合には、現況が優先するものとし、第 2 条の売買代金は現況の立木に対する売買代金とする。 <p>契約金額 10,000,000 円 (変更前) 25,000,000 円 契約期間 契約日から 3 年 (H26.5.15 まで) 物件地番 真殿 2502、2503-1、2503-2、2504、2451-3 2451-1、2453、2455、2451-2、2454 地目 保安林 地籍 約 577,955 m² の内 300,000 m² 樹種 桧及び杉 材積 約 10,124 m³ 本数 約 24,000 本 樹齢 50 年生以上 57 年生以下</p>	

日 時	事 項	内 容	備 考
H23.5.16	契約締結に伴う覚書締結	<p>伐採箇所の特定、搬出路の確保等 市・[A]・[C]の三者調印 伐採業者 [C]</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採箇所は甲、乙、丙が現地確認後、甲が伐採区域、伐採時期を指定する。 搬出路の使用は地元自治会の理解を得た上で行う。 枝葉の処分は全量を排出する。放置する場合は植栽ができるよう段積み等整理すること。 作業道は袴ヶ仙の登山道に使用できる線計に開設する 伐採期間はH23年5月16日からH26年5月15日までの3年間に完了するものとする。 	
H23.5.16	変更契約書・覚書・納入通知書を送付	[A]宛て 契約金額 10,000,000 円（納入期限 23年5月30日） [C]宛には覚書のみ送付	
H23.6. 6	[A]から納付	契約金納入 1,000 万円 <ul style="list-style-type: none"> 納入期限 23年5月30日 納入日 23年6月6日（書類上7日間の遅延） 	
H23.6. 28	保安林内立木伐採許可申請	県民局へ提出（美作農業第431号）（許可 H23.7.25） 真殿 2451-1、2451-2、2451-3、2503-2、2504 皆伐 杉 60年生	
H23.7. 25	保安林内立木伐採許可決定	県民局（美作農業第3-94号）（申請 H23.6.28） 真殿 2502、2452-1、2451-2、2451-3、2503-2、2504 皆伐 杉 60年生	
H23. 8.12	産業建設委員会 (現地確認)	委員長報告（H23.9.1） <ul style="list-style-type: none"> 真殿市有林の伐採許可区域の樹種及び林令説明と指定施業要件に基づく間伐、択伐の説明を受け、現地確認を行う。 	
H24.2. 27	保安林内立木伐採許可申請	県民局へ提出（美作農業第1360号）（許可 H24.3.26） 真殿 2502、2451-2、2503-2、2504 A=2.9678ha 皆伐 杉 60年生	
H24.3. 1	保安林内作業許可申請	県民局へ提出（美作農業第1440号）（許可 H24.3.30） 真殿 2453、2455 土場（貯木場設置）A=0.0499ha	
H24.3. 1	保安林内立木伐採届出	県民局へ提出（美作農業第1441号）（受理 H24.3.30） 真殿 2453他1筆（受理 H24.3.30） 土場（貯木場設置）A=0.0499ha 皆伐 杉 50本	

日 時	事 項	内 容	備 考
H24.3. 1	保安林内作業許可申請	県民局へ提出(美作農業第 1442 号) (受理 H24.3.30) 真殿 2467、2473、2472、2485、2559-1 ・林道待避所開設 (10 か所) 1 か所当 A=0.0050ha	
H24.3. 1	保安林内立木伐採届出	県民局へ提出 (美作農業第 1443) (受理 H24.3.30) 真殿 2467 他 5 筆 ・林道待避所開設 (10 か所) 1 か所当 A=0.0050ha 皆伐 雜木・桧 50 本	
H24.3. 21	林道待避所・伐採同意書	美作市へ 真殿区長 D より 真殿 2467,2473,2472、2485、2559-1 ・待避所 7 箇所設営及び支障木の伐採 1 箇所 50 m ²	
H24.3. 26	保安林内立木伐採許可決定	県民局 (美作局農第 3-449 号) (申請 H24.2.27) 真殿 2502、2451-2、2503-2、2504 皆伐 杉 61 年生 A=2.9678ha	
H24.3. 30	保安林内作業許可決定	県民局 (美作局農第 3-461 号) (申請 H24.3.1) 真殿 2453、2455 山土場の設置 A=0.0499ha	
H24.3. 30	保安林内立木伐採受理	県民局 (美作局農第 3-2666 号) (届出 H24.3.1) 真殿 2453、2455 皆伐 杉 60 年生 A=0.0499ha	
H24.3. 30	保安林内作業許可決定	県民局 (美作局農第 3-462 号) (申請 H24.3.21) 真殿 2467、2473、2472、2485、2459-1 ・林道待避所設置 A=0.0450ha	
H24.3. 30	保安林内立木伐採受理	県民局 (美作局農第 3-2667 号) (届出 H24.3.1) 真殿 2467、2473、2472、2485、2559-1 皆伐 他広、桧 20~35 年生 A=0.0450ha	
H24.5. 28	保安林内立木伐採完了届	県民局へ提出 (美作農業第 209) 真殿 2502 皆伐 杉・桧 60 年生 A=2.9878ha	
H24.5. 28	保安林内立木伐採完了届	県民局へ提出 (美作農業第 210) 真殿 2451-1、2451-2、2451-3、2503-2、2504 皆伐 杉 60 年生 A=2.0598ha	
H24.6. 25	産業建設委員会 委員長報告 (現地視察 H24.6.1)	袴ヶ仙 H24・25 年度伐採区域を市・業者で踏査 ・24 年度皆伐面積は 2.9ha で残りは間伐が指定要件のため順次間伐を行う。 ・伐採は対象面積に風倒木保安林改良地が含まれていたが現在は改良地は除いた面積としている。 ・24 年度伐採終了後測量を行い最終年度に面積調整を行う。 ・作業路は袴ヶ仙の登山道とし道路わきに立木を残す	

日 時	事 項	内 容	備 考
H24.10.19	保安林内間伐届	美作市へ 真殿 2453、2455 期間 H24.11.1～25.3.31 間伐（単木） 杉・桧 60年生 A=6.27ha	
H25. 4. 1	保安林内間伐届	美作市へ 真殿 2453、2455 期間 H25.4.1～26.3.31 間伐（単木） 杉、桧 60年生 10.28ha	
H25. 6.20	保安林内立木伐採完了届	県民局へ提出（美作農業第 423 号） 真殿 2502、2451-2、2503-2、2504 皆伐 杉 61年生 2.8956ha	
H25. 6.20	保安林内立木伐採完了届	県民局へ提出（美作農業第 424 号） 真殿 2502 皆伐 杉、桧 60年生 0.1516ha	
H25.10.17	美作県民局 協議	<p>本案件は県民局農林水産部の懸案事項につき、必ず植栽を完了されたく、確認のため来庁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽をしなければならない。 ・保安林の立地条件により、伐採方法及び限度、植栽の方法、期間、樹種が定められている。 ・造林補助金を受ける場合は実測面積が必要。 ・防護柵を設置について、個々の苗木の保育管理上で必要、単木ネットが望ましい（施工時間、費用がかかる） ・植採後の管理（下刈が必要） ・H25・26 年度で植栽し、完結させたい。 ・着手時・施工完了引き渡し時には県に連絡すること。 ・伐採完了届が H25.6.20 美作農業 423 号で提出されており、面積 2.8956ha となっているが、現場は 1.7001ha である。完了届の変更を提出すること。 ・経営計画に入ってないので、特措法（特定間伐等促進計画）でいくしかない <p>今後の作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採完了届（変更）を出す。 ・測量（補助金を利用するなら実測面積が必要） ・植栽が目的でなく、保育が目的なので防護の策を考えること（下刈り、防護柵の管理等） 	
H25.10.17	保安林内立木伐採完了届 (変更)	県民局へ提出（美作農業第 957 号） 真殿 2502、2451-2、2503-2 皆伐 杉 61年生 1.7001ha（面積精査による）	

日 時	事 項	内 容	備 考
H25.11. 1	造林委託契約（締結）	<p>契約先 美作市江見 945 美作東備森林組合代表理事 組合長 道上正寿 委託金 4,969,650 円</p> <p>事業名 美作市どんぐりの森植林業務委託 事業個所 美作市真殿字大井谷 地内 事業量 植林個所 A=3.52ha 獣害防止ネット 827m クヌギ・コナラ 10,560 本</p> <p>事業期 H25 年 11 月 1 日～H26 年 3 月 31 日</p>	
H25.12. 3	事業完成届（植林業務委託）	<p>美作市へ 美作東備森林組合から ・美作市ドングリの森植林業務委託 完成年月日 H25 年 12 月 3 日</p>	
H25.12.10	真殿地内市有林の植栽完了報告	<p>県民局へ （事務連絡） ・本年度予定範囲の植栽完了報告 H26 年度においても 1.2ha の植栽が必要</p>	
H25.12.20	県民局現地確認	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採整理図は H25・26 年度の植栽計画位置図となっているため、許可、伐採、植栽がわかるよう伐採整理表に照らし作成すること。 （造林補助を受ける箇所については、実測しているため、それに合わせた絵とすること） ・植栽(2451-2)について、植栽完了期限にズレがある。 県の懸案事項であり、期限内植栽未了地の次年度植栽の確約が必要かも、県庁と相談する。 ・間伐が 35%以内に見えない不足部分は植栽が必要かも、伐採業者又は市で植栽する可能性もある。 ・保安林の伐採は元の樹種を植栽するのが通常で、広葉樹としたことが因縁付きの様子。広葉樹においても下刈り、除間伐等、保育の処置が必要。 	
H26. 2. 4	美作県民局へ確認連絡	<p>県民局へ整理及び今後の対応について（電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 月 9 日最終提出分と県が修正した表と図がメールで送付されたため意図の確認のため。 ・今年度未植栽地について県の特別な指示はなし。 ・今回の修正した図と本件の進捗状況を管理し、次年度植栽に係る予算等の動きを県民局に情報提供する。 	
H26. 3. 12	保安林内間伐届	<p>美作市へ 真殿 2454 期間 H26.4.1～H26.5.15 間伐（単木） 杉、桧 60 年生 5.43ha</p>	

日 時	事 項	内 容	備 考
H26. 3. 17	造林事業補助金交付申請	県民局へ（美作農業第 1588 号） 事業名 森林環境保全直接支援事業 人工造林(再造林) ドングリの森植林業務の内植栽に関するもの 補助申請額 1,677,054 円 対象事業費 2,622,868 円	
H26. 3. 17	造林事業補助金交付申請	県民局へ（美作農業第 1589 号） 事業名 森林環境保全直接支援事業 鳥獣害防止施設等整備 補助申請額 1,082,936 円 対象事業費 1,693,682 円 ドングリの森植林業務の内防護柵ネットに係るもの	
H26. 4. 30	伐採許可状況（問合せ）	東備森林組合へ ・風倒木処理で治山事業として植栽を行っている場所が 今回の皆伐、間伐で荒らされているか心配。 (瑕疵を問われる恐れ) ・H25 年度の間伐届の図と上記場所とがかぶっている。 ・間伐場所の確認、市→市であるが図面を見たい。 ・売買契約がざっくり「30ha」的で最終の成果図を清水林業に作成、提出させる必要がある。 (風倒木による保安改良地は契約時に説明している)	
H26. 5. 1	C から工期延期願	市へ C から 理由 天候不順により伐採材の搬出が手間取り、現場 片付けに係る期間に余裕がなくなったため、遅 延料免除の上、工期延期願いたい。 工期 変更前 23 年 5 月 1 日～26 年 5 月 15 日 変更後 23 年 5 月 1 日～26 年 5 月 31 日	
H26. 5. 9	袴ヶ仙の現状について	東備森林組合・県民局から（電話） 森林組合から伐採許可について確認 ・県の治山事業で風倒木処理として植栽を森林組合が行 っている。 ・食害を予防するため防護ネットを設置（H22 年）し たが一部破損があり植栽苗に被害があると思われる が状況は不明。 ・許認可に関することで、間伐なのに残木が少なく間伐 と言える状況でない。 ・皆伐は県が許可しているが、間伐は市の許可なので県 はわからないと回答。	

日 時	事 項	内 容	備 考
H26.5.14	Cと真殿地区長との協議	<p>伐採作業は5月14日をもって満了に伴い、現場状況の確認のため清水林業から意見を徴収。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採は本日をもって完了。 ・当初の契約があった規模（面積、材質）までは施業が行われていない。・今後は材の搬出と片付けを行う。 ・Cに作業道の開設の依頼があったがこれを行う期間がないまた作業道については、保安林の形状変更になるので、県の認可が必要であることと、依頼の発言源が不明のため確認し連絡する。（那岐山友の会・地元からの要望で早急にというものでもない） ・搬出、片付け、作業道の整備に延期願いの提出を依頼。（延期異議なし、契約変更必要なし） ・完了後、完成届と成果図（伐採区域測量図）を提出すること。 ・治山林道の施業箇所の妨獣ネットを外したところを修復すること。 ・間伐箇所の施業の仕方（残木数）等、県等より指摘があれば協議する。 ・Cへ延期願い・完了届期限はH26.5.31とする。 延期理由は天候等によるもので遅延料は免除する。 ・延期願いに伴う工期の変更契約は山崎住建となるが片付け期間だけであり回避する。 	
H26.5.15	美作県民局との協議	<p>袴ヶ仙の治山林業に係る施業箇所の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妨獣ネットが外されている箇所は復元されたい。 ・架線による搬出をしているが、山肌を引きずっている植栽苗があれば傷めるので裂けていただきたい。 ・保安林の機能が弱っている箇所への造林事業の手当である。今回の立木売買のようにされたのではたまつものではない（土地所有者の勝手で売られては、治山事業の実施自体行きにくい）充分理解されたい。 ・間伐とのことであるが、残木数もなく、皆伐となっている箇所もある。間伐の許可(市)で、ここまで伐つていいのか・・と同業者から問われる。 ・県→市→施工業者という指導の流れで改善するようになると思われる。 ・作業道について当時の覚書に林内作業道の記述がある 	

日 時	事 項	内 容	備 考
H26.5.19	美作県民局との協議	<p>袴ヶ仙の間伐、皆伐の許認可について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐というにはたくさん伐られているし、一部皆伐となっている箇所があるという。これについて、当初契約時までさかのぼり、計画と許認可及びそれに対する市の指導など全ての流れを整理するように。 その内容を確認した上で、県から指導等ある旨 ・5月15日で立木売買契約の期限となるが、作業道の復旧、機材の搬出があり、月末まで延期を予定。 ・悪意があつて（あると思われる）施業している者であれば、その期間で更に伐る可能性もあるし、万一違法に伐られたものであれば、材の搬出もよろしくないということで、全ての作業を現時点をもって停止（結論ができるまで）するよう指導をされる ・契約違反？（契約以上の行為・財産管理上） ・伐採条件は？（間伐・皆伐） ・その行為の管理は誰がしているのか？ ・業者への指示は？（いつ、方法は） ・皆伐・間伐とした判断は誰が？理由は？ ・計画区域（図）は？（図がないと施業できないはず） ・許認可の関係で確認するまで作業の停止を連絡する。（先方了解） 	
H26.6.5	美作県民局との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐箇所は市が市に届を出しており、市の責任で県の指導となる。皆伐区域も含めて測量を行い、現場を確定すること。（Cは周りを残していると表現） ・契約前の協議内容は、施業要件は、現状はどうか。 ・伐採業者の施業を解除し機材を搬出させる。 ・位置図を確定し、過去・現在の施業要件を確認し連絡すること。 ・施業要件の変更を県から通知している、確認のこと。 真殿 2453、2454、2455、H12.2.14 告示396号 真殿 2451-1,-2,-3,2503-1,-2 H23.2.14 告示395号 真殿 2502,2504, H24.1.6 告示〇〇号 ・今後の治山事業地の管理についてトップの意見を聞きたい。 	
H26.6.16	美作市6月定例市議会	<p>袴ヶ仙の現状について（一般質問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袴ヶ仙 3.5ha を昨年末森林組合に植樹を委託し、順調に生育している。 	

日 時	事 項	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・24、25 年度にわたり地域の協力を得て植樹した 2.1ha は雪害、鹿等の食害を受けている。現地確認を行い再度検討したい。 ・伐採地は 2 年以内に植栽が義務付けられており、本年中に植樹が必要となる部分と合わせて対応を早急に考える。 	
H26.6. 19	袴ヶ仙現状視察	美作市長	
H26.6. 27	袴ヶ仙現状視察	美作市市議会	
H26.7. 4	県営（国庫補助）治山事業の実施について	<p>県民局へ（美作農林第 460 号）</p> <p>真殿地内の立木売買に関し不適切な伐採に関して今年度の施業を発注するにあたり完了後の管理等に関する意見を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業の施行地において不適切な箇所が発見され、過去からの経緯等を調査しているので、改めて協議願いたい。 	
H26.7. 25	機材の搬出通報(県民局)	<p>県民局から C へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 月 19 日の協議の中で、材のこれ以上の搬出を行ってはならないとしているのみである。 ・材の搬出は行わないこと、機材の撤去は作業道の補修を行いながら撤収する（地元区長にも話している） 	